請負契約書（案）

件　名　　医師主導治験支援業務
代　金　額　　金　　円也
（うち消費税額及び地方消費税額　　円）
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、代金額に１０８分の８を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人浜松医科大学　理事　田中　宏和（以下「甲」という。）と受注者
（以下「乙」という。）の間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(業務の範囲)
第１条　乙は別紙仕様書に基づき請負契約を行うものとする。
(契約期間)
第２条　契約期間は平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までとする。
(請負代金の請求)
第３条　請負代金は１回に支払うものとし、乙は業務完了後、速やかに請求書を浜松医科大学会計課に送付するものとする。
(契約保証金)
第４条　契約保証金は免除する。
(談合等の不正行為に係る違約金等)
第５条　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
３　乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。
(損害賠償金)
第６条　乙が業務実施上、故意又は重大な過失により生じた甲の所有又は保管する物品、不動産並びに第三者への損害賠償はいずれも乙の負担とする。
ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合、又は天災等その他不可抗力による場合は、その責を負わない。
(権利義務譲渡等の禁止)
第７条　乙はこの契約よって生じた権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させることができないものとする。
(守秘義務)
第８条　乙は業務上知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

第９条　乙は、前項の注意義務を怠り、または違反したことによって、甲に損害を与えたときは損害賠償の責を負うものとする。

(個人情報の監督)

第１０条　甲は乙に対し、当該業務に係る個人情報の管理体制を調査することができるものとする。

(個人情報媒体)

第１１条　乙は当該業務で使用する個人情報に係る媒体等を業務で使用する以外、他の媒体等へ複製してはならない。また、当該業者が終了した場合、使用した個人情報を消去するとともに、甲が提供した媒体を返却するものとする。

(個人情報の漏えい等)

第１２条　乙は当該業務に係る個人情報等が漏えい又は漏えいしたと思われる場合には、速やかに甲へ報告するものとする。

(関係法令の遵守)

第１３条　乙は業務を実施するための従事者に係る労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他の関係法令等については、これを遵守しなければならない。

(契約の解除等)

第１４条　甲は、委託期間中であっても、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
(2) 本契約の履行において、乙又はその使用人に不正又は不当な行為があったとき。
(3) 甲において、乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
(4) 乙がやむを得ない事由により契約の解除を申し出た場合。
(5) 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合。
(6) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
(7) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先とした場合。
(8) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させている場合。
(9) 前各号のほか、乙が本契約の条項に違反した場合。

２　前項により契約を解除する場合には、甲は乙に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

３　天災地変等により、業務が行えなかった場合、適正な履行がされない場合、又は甲の特別の事由により業務を行わなかった場合は、契約金額の減額又は契約の改定を行うものとする。

(契約の変更等)

第１５条　契約期間中、甲に特別な事情が生じたときは、甲は乙に１ヶ月前に予告して契約の変更または解除することができるものとする。

(細目)

第１６条　この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則によるものとする。

(紛争の解決)

第１７条　この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(管轄裁判所)

第１８条　この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

(その他)

第１９条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合、甲乙間において協議して定めるものとする。

２　業務の実施に際し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同施行令、同施行規則、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令、委託業務の実施に適用される関連通知等（以下、総称して「GCP省令等」という）を遵守するものとする。遵守するGCP省令等に関する条項は別紙に定めるものとする 。

上記契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙は次に記名押印のうえ、双方各１通を所持するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者（甲）　　浜松市東区半田山一丁目２０番１号
国立大学法人浜松医科大学
理　　事　　田　中　　宏　和

受注者（乙）